

申請を受け付けています 令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金

問 708-8501 津山市山北 520 子育て推進課（津山すこやか・こどもセンター内） ☎ 32-2065

食費などの物価高騰の影響を受ける低所得の子育て世帯の生活を支援するため、平成17年4月2日以降に生まれた児童を養育する人のうち、所得要件を満たす人に、特別給付金を支給しています。

次の要件に当てはまる人で、まだ給付金を受給していない場合は、期限内に申請が必要です。

支給要件

ひとり親世帯

● 公的年金給付などの受給により児童扶養手当の支給を受けていない人（所得額が児童扶養手当の支給制限限度額以内の人に限り）

● 物価高騰の影響で家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった人

ひとり親世帯以外の子育て世帯

● 物価高騰の影響で家計が急変し、令和5年度分の住民税均等割が非課税または非課税相当の収入と認められる人

支給額 児童1人当たり5万円

申請期限 令和6年2月29日

(木)必着

※申請が不要な人には、5月に支給済み

※申請方法など、詳しくは市ホームページをご覧ください



あなたの周りにいませんか？ ヤングケアラー

問 こども子育て相談室（津山すこやか・こどもセンター内） ☎ 32-7027

「ヤングケアラー」とは、本来大人が担う家事や家族の世話などを日常的に行う18歳未満の子どものことです。年齢に見合わない重い責任や負担を負うことで、友人と遊ぶ時間、勉強に励む時間、部活動に打ち込む時間が確保できないなど、子どもらしく過ごせていない可能性があります。

周りの人が気付き、声を掛け、手を差し伸べることで、ヤングケアラーが「自分一人じゃない」「誰かに頼ってもいいんだ」と思える、「こどもがこどもでいられる街」をみんなでつくっていきませんか。

例えばこんな子どもたちです

- 障害や病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている
- 家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている
- 障害や病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている
- 目を離せない家族の見守りや声掛けなどの気遣いをしている
- 日本語が第一言語でない家族や障害のある家族のために通訳をしている

ヤングケアラーに関する相談窓口

- 児童相談所相談専用ダイヤル ☎ 0120-189-783
24時間受け付け（年中無休）
- 24時間子供SOSダイヤル ☎ 0120-0-78310
24時間受け付け（年中無休）
- こどもの人権110番 ☎ 0120-007-110
平日午前8時30分～午後5時15分

親子のための
相談LINE

右のQRを読み取り、友だち登録をしてご利用ください。



11月は児童虐待防止推進月間

問 こども子育て相談室（津山すこやか・こどもセンター内） ☎ 32-7027

児童虐待は、本来、子どもを温かく見守るべき養育者が、子どもの心と体を傷付け、すこやかな成長と人格の形成に大きな影響を与える行為です。

オレンジリボンには、児童虐待を防止するというメッセージが込められています



児童虐待の種類

- 身体的虐待 殴る、蹴る、叩く、溺れさせる、やけどを負わせる、家の外に閉め出すなど
- 性的虐待 子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィティの被写体にするなど
- ネグレクト 乳幼児を家に残して外出する、食事を与えない、自動車の中に放置するなど
- 心理的虐待 言葉で脅かす、無視する、子どもの目の前で家族に対して暴力を振るうなど

体罰などによらない子育てをしましょう

◆しつけと体罰の違い

しつけとは

子どもの人格や才能などを伸ばし、社会で自立した生活を送れるようにすることなどを目的に、子どもを支え、社会性を育む行為です。

体罰とは

子どもの身体に何らかの苦痛を引き起こしたり、不快感を意図的にもたらしたりする行為（罰）です。

体罰によらない子育てのポイント

自分の感情のはけ口として、子どもに手を上げそうになっていませんか。

イライラすることは誰にでもあります。深呼吸する、窓を開け外の風に当たるなど、自分なりに気持ちを落ち着ける方法を探しましょう。

子育てで困ったときは、家族や友人など周りの人や、こども子育て相談室にご相談ください。

「虐待かも」と感じたら迷わず連絡を

虐待を受けている子どもやその保護者は、さまざまなシグナルを周りに発しています。「虐待かも」と感じたら迷わず連絡しましょう。名前や内容などの秘密は堅く守られます。

子どもからのシグナル

- 子どもの泣き叫ぶ声や大人の怒鳴り声がある
- 不自然なアザややけど、打撲の痕がある
- 極端に痩せている
- 服や体がいつも汚れている
- 家に帰りたがらない

保護者からのシグナル

- 地域などと交流が少なく孤立している
- 家の内外が極端に散らかっていて不衛生
- 子どもを家に残したまま、外出することがある
- いつもイライラして子どもに当たる

<連絡先>

- こども子育て相談室 ☎ 32-7027
平日午前8時30分～午後5時15分
(その他の時間は市当直 ☎ 32-2170)
- 津山児童相談所 ☎ 23-5131
24時間受け付け
- ◆ 子どもの命の危険があるなど緊急性が高い時
- 津山警察署 ☎ 25-0110

